

## 特定疾患治療研究事業（道単独事業）について

### 1 趣旨

道では、昭和49年度より国の治療研究事業の対象となっていない難病について、独自に特定疾患治療研究事業を実施し、医療費助成を行ってきた。

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾病が拡大されるなど国の治療研究事業が大幅に見直されたことから、道単独の特定疾患治療研究事業についても必要な見直しを行うこととし、見直しに当たっては、治療研究に支障を生じさせないことを基本に、北海道難病連や関係団体、専門家の意見を伺いながら検討を進めてきた。

### 2 現行の道単独事業の取扱い

- ① 道独自に対象としている疾病は28疾病あり、治療研究の症例確保の観点から新規認定も含めて対象としている。
- ② 国の指定となった15疾病については、国の基準から外れる既認定者（軽症者）を、これまでの経緯、重症化予防の治療研究等の観点から引き続き対象としている。

### 3 見直し概要

- ① 国の制度見直しに伴い、道単独事業の対象疾病を見直す。
  - ・ 道独自に対象としている28疾病を14疾病に再編・整理する。
  - ・ 国の指定となっている15疾病を12疾病に再編・整理する。
- ② 道独自の疾病は治療研究の症例確保の観点から、引き続き新規認定も含めて対象とする。
- ③ 国の指定となった疾病は、国の基準から外れる既認定者（軽症者）を、これまでの経緯、重症化予防の治療研究等の観点から引き続き対象とする。

